

住んでいない実家・自宅の処分でお困りの方へ

相続した実家を売却したいけど、
どこに相談すればいいんだろう

相続した実家が遠方であり、
なかなか管理に行けない…

施設入居で自宅が空き家に
どうしたらいいの？



空き家を処分しようにも、
遺品整理が進まない…

親も高齢で、実家が空き家になるかも
今のうちにやっておくべきことは？

住替え後の自宅を活用したい！
どんな活用ができるの？

東京都空き家ワンストップ相談窓口 へご相談ください!!

解体又は家財整理について都の補助制度を活用できる場合があります。

東京都 では、空き家に関する様々なお悩みに対応する**無料の相談窓口**を設置しています。

0120-776-735

受付時間：平日9時から18時まで

オンラインでのご相談も対応いたします。
詳細はホームページでご確認ください。

東京都 空き家ワンストップ



相続した実家、そのまま放置していませんか？

空き家を放っておくとどうなるの？

住まいは人が住まなくなると、一気に建物の劣化が進みます。その結果、住まいの財産価値が低下するだけでなく、周辺地域の風景・景観の悪化、防災や防犯機能の低下等、ご近所への迷惑になることもあります。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、そのまま放置すると倒壊等のおそれのある空き家は「**特定空家等**」、窓や壁が破損しているなど管理が不十分な空き家は「**管理不全空家等**」とされています。

区市町村から「**特定空家等**」または「**管理不全空家等**」に該当すると判断され、必要な措置を講じるよう勧告されると、**固定資産税・都市計画税の住宅用地に対する特例措置が適用されず、税額が高くなる場合があります。**



空き家の処分・管理にお悩みの方は、**東京都空き家ワンストップ相談窓口** へご相談ください。

0120-776-735（平日9時から18時まで）

不動産売買トラブルに遭わないために！

高齢者が業者の訪問勧誘を受けて、契約内容等を理解せず、勧められるまま契約する事例が増えています。**安易に契約せず、契約前に**家族や周りに相談したり、お困りの場合は以下にお問合せください。

【東京都の不動産取引に関する電話相談】

03-5320-5071（平日9時から17時30分まで）

リサイクルマーク等

令和6年4月1日から

不動産の相続登記が義務化されました

制度詳細は

東京法務局 相続登記義務化



不動産登記推進イメージキャラクター

「トウキツネ」（法務省ホームページから）



東京都住宅政策本部

民間住宅部計画課空き家施策企画担当（平日9時から17時まで）
TEL：03-5321-1111（代表） 03-5320-5148（直通）